

【重要】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、困難や不安を抱えている学生等に対し、5月にお示した「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」について、追加の支援策を含め、改めてお示します。そのほか、学びの継続への取組に関する留意点について、追加の事項も含め、改めてまとめています。各大学等において、学生等に情報が確実に行き渡るよう、引き続き周知ときめ細かな相談の対応をお願いします。

事務連絡
令和2年12月18日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 御中
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課

文部科学省 高等教育局
総合教育政策局

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について（依頼）

11月2日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生への支援状況等について」において行った、各大学等の学生等に対する経済的な支援や学生等の修学の状況等に関する調査については、御協力いただき感謝申し上げます。調査結果及び各大学等の取組事例については、【別紙1】のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

調査の結果、大学生や専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）の生徒の修学等に関し、昨年度と今年度の4月から10月を比較したところ、中途退学者の割合は、令和元年度に比べて令和2年度の方がやや少なく、休学者の割合は、大学における海外留学を除けば大きな変化は無い状況となっています。

他方、こうした結果については状況が変わり得るため予断を許さないとの認識から、今後新たに支援が必要となる学生等も想定して、【別紙2】のとおり、「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」を改訂しましたので、併せてお知らせします。本パッケージは、本年5月にとりまとめたものを更新するとともに、追加の支援策も盛り込んでおります。

また、このほかにも、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、学びの継続

をあきらめないような取組として各大学等に御留意いただきたい点を、下記のとおりまとめましたので、これまでの通知等に加えて、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

このことについて、各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、周知されるようお願いいたします。

支援策等の情報が、支援を必要としている学生等に確実に行き渡るよう改めて御対応をお願いします。

記

(1) 学生等への経済的支援等に関する情報発信及び相談体制の徹底について

これまでも累次依頼しておりますが、経済的に困難な学生等については、支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るように、支援策について、適切に周知いただくとともに、柔軟かつきめ細かな対応をお願いします。このうち、相談体制については、学生等のメンタルヘルス等のケアの観点からも、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、専門家との連携等を行うこと等を徹底いただき、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。この際、【別紙1】の調査結果においてお示ししている取組事例も参考いただくようお願いいたします。

(2) 学生等の授業料等に関する各大学等の対応について

令和2年4月17日付高等教育局長通知等において依頼し、【別紙1】の調査結果においても既に多くの大学等で取り組んでいただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、学資を負担している者の状況が変化し、授業料、施設設備費等の学納金の納付が困難となった者等に対しては、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、分納、免除及び減額に関する制度等も踏まえて、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな御配慮をいただくよう、改めてお願いします。

また、各大学等が独自に行う授業料減免のうち、家計急変により授業料等の支払いが困難となった学生等に対して各大学等が実施する授業料等減免に対する支援については、【別紙2】のとおり、令和2年度第1次補正予算及び第2次補正予算に計上し、支援を行っているところ。各大学等の基準に照らし、支援対象となる学生等が確実に支援を受けることができるよう、引き続き支援の活用をお願いします。

(3) 退学等に関する相談があった場合の修学継続に向けた対応について

これまでも累次依頼しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業料等を期限までに納入できなかった学生等に対しても、まずは、個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じるなど、経済的困窮などやむを得ない事情のある学生等に不利益が生じることのないよう適切かつきめ細かな対応をお願いします。退学を検討している学生等への対応にあたっては、令和2年5月29日事務連絡でお示した「経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト（例）」や【別紙1】の取組事例も参考として、丁寧かつ親身な対応をお願いします。くれぐれも、経済的理由によりやむを得ず授業料等の期限までの納入が困難となっている学生等を即座に除籍とする等の不適切な対応を行うことがないようにしてください。

併せて、仮に新型コロナウイルス感染症の影響により中途退学をせざるを得なかったような学生等が、経済状況等の変化により再入学を希望する場合には、再入学に係る学内規則の運用等により、再入学者が支障なく学修を継続できるよう柔軟に対応するなど、御配慮をお願いします。

(4) 休学中の在籍料に関する対応について

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困難な学生がやむを得ず大学を休学する場合には、各大学の責任において休学を認めており、その際、私立大学においては、休学中の費用として授業料等を免除して在籍料を徴収したり、授業料や施設設備費の一部相当額を徴収したりする場合がありますと承知しています。

これについて、各大学において経営状況は個々に異なる事情はありつつも、学生の経済的な負担を軽減する観点から、休学中の在籍料等の取扱いについては、柔軟な対応について御配慮をいただくよう、お願いします。なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学等を休学してボランティア活動に参加する等、学びの複線化を理由に休学する学生等に対しては、日本学生支援機構の有利子奨学金の貸与を休止せず、最大1年間貸与を継続することとしていますので、この点も御留意ください。

(5) その他

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、年末年始における帰省への対応については新型コロナウイルス感染症対策分科会においても「忘年会・新年会・成人式等及び帰省についての提言（令和2年12月11日）」が出されているところですが、こうした状況も踏まえ、大学等において所有している学生寮が年末年始などの一定期間に閉鎖を行うことにより、学生等の居住先が無くなることのないよう、大学等においても御配慮いただくようお願いいたします。

【別紙1】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生への支援状況等に関する調査
(令和2年10月末時点)

【別紙2】新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置
—学生の“学びの支援”緊急パッケージ(令和2年12月～)—

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111 (代表)

(調査結果及び支援パッケージの全体について)

文部科学省高等教育局 学生・留学生課 (内3050)

E-mail: gakushi@mext.go.jp

(調査結果及び支援パッケージの専門学校部分について)

文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課 (内2915)

E-mail: syosensy@mext.go.jp

(私立大学における休学中の在籍料等の取扱いについて)

文部科学省高等教育局 私学部私学行政課 (内2533)

E-mail: sigakugy@mext.go.jp

(大学における中途退学者の再入学(主に制度的観点)について)

文部科学省高等教育局 大学振興課 (内3338)

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査

別紙1

- ◆ 調査対象：全国の国公私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- ◆ 調査期間：令和2年11月2日～（12月2日時点：回答率99.3%）
- ◆ 調査趣旨：各大学等における経済的に困難な学生に対する支援状況や退学者・休学者の状況等について調査

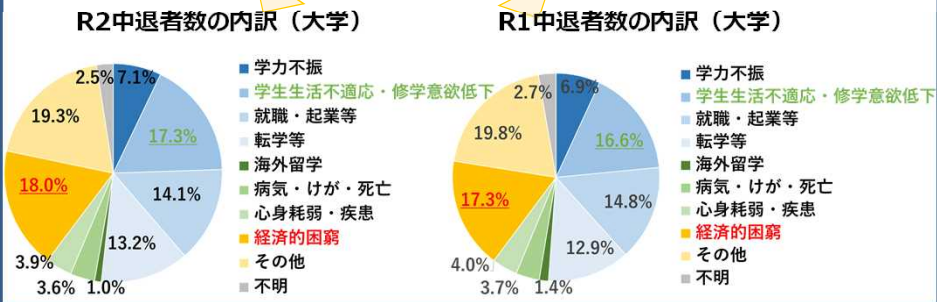
- 10月末時点で、全体の98.3%の大学等において、後期分の授業料の納付猶予を実施（授業料の未納者がいない場合も含む）。
- 大学等の学生総数に占める後期授業料の納付猶予者数の割合は、7.21%（昨年度6.41%）であり、より多くの学生に対して、猶予制度や、個別の対応を行っていることがうかがえる。
- 高等教育の修学支援新制度に加え、全体の71.8%の大学等において、経済的に困難な学生を対象とした各大学等による授業料等減免を実施。

中途退学者の状況（4月～10月の状況を比較）

- 学生数に占める4月～10月の中退者数の割合は、令和元年度に比べて令和2年度の方がやや少ない。
- 令和2年度について、中退の最も中心的な理由は、経済的困窮（18.0%）、学生生活不適應・修学意欲低下（17.3%）など。令和元年度と比べ概ね同様の傾向である。

大学 (大学院生含む)	全体		学部1年生のみ	
	R2 (4月～10月)	R1 (4月～10月)	R2 (4月～10月)	R1 (4月～10月)
中退者数	25,008人 (1,033人)	31,841人	4,088人 (378人)	5,910人
学生数に占める 中退者数の割合	0.84% (0.03%)	1.07%	0.60% (0.06%)	0.87%

※括弧内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと判明している者の数/割合
 ※高等専門学校における学生数に占める中退者数の割合は、R2：0.30%（R1：0.45%）

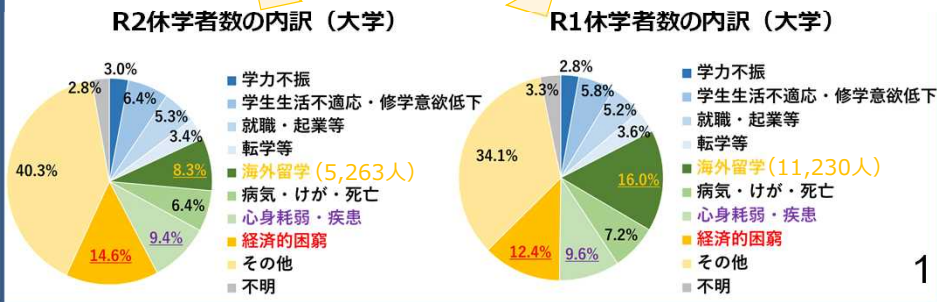


休学者の状況（4月～10月の状況を比較）

- 学生数に占める4月～10月の休学者数の割合は、令和2年度と令和元年度で、海外留学を除いた場合、大きな変化は無い。
- 令和2年度について、休学の最も中心的な理由は、経済的困窮（14.6%）、心身耗弱・疾患（9.4%）など。令和元年度と比べ、経済的困窮の割合はやや増加の傾向であるが、心身耗弱・疾患の割合は概ね同様の傾向である。

大学 (大学院生含む)	全体		学部1年生のみ	
	R2 (4月～10月)	R1 (4月～10月)	R2 (4月～10月)	R1 (4月～10月)
休学者数	63,460人 (4,205人)	70,325人	5,536人 (759人)	5,564人
学生数に占める 休学者数の割合	2.15% (0.14%)	2.39%	0.81% (0.11%)	0.82%

※括弧内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと判明している者の数/割合
 ※高等専門学校における学生数に占める休学者数の割合は、R2：0.98%（R1：1.34%）



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生への支援状況等に関する調査②

1. 各大学等における経済的に困難な学生を支援するための学校独自の支援措置

- 経済的に困難な学生を支援するため、**全体の86.4%の大学等において、授業料の納付猶予・分納・減免以外に、学校独自の支援措置**を行っている。
- 学校独自の支援措置の内容としては、**給付措置（64.5%）、貸与措置（31.5%）、物品支援（48.7%）**と様々。

(具体的な支援内容の例)

●給付措置

- ✓ 一律又は経済的に困難な学生を対象に現金を給付
- ✓ 日本学生支援機構や市町村の助成も活用した、クオカードや生協食堂の食事券、プリペイドカードなどの給付（印刷代の支援を含む）

●貸与措置

- ✓ 大学独自の貸付など

●物品措置

- ✓ パソコンやタブレット端末、Wi-Fiルーターの無償貸与
- ✓ 校内実習のためのフェイスシールドの提供
- ✓ フードバンクと連携した食糧支援

●その他

- ✓ 送料大学負担による図書の貸し出しサービスの実施
- ✓ 学内アルバイトや学内活動（学生衛生委員）へのアルバイト代支給など
- ✓ インフルエンザワクチン接種料の補助を実施
- ✓ 日本全国のコンビニエンスストアにおいて、講義資料やレポート等を無料で印刷することができる「コンビニプリントサービス」を開始

2. 各大学等における退学を防ぐための工夫について

- 各大学等において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**学生生活不適応や、心身耗弱、経済的困窮等による退学を防ぐために、様々な工夫**を行っている。

(具体的な支援内容の例)

●学内の組織体制の整備

- ✓ 学内の様々な部署と連携を行う総合窓口の開設
- ✓ 教職員を対象にコロナ禍における学生のメンタルに関する研修を開催

●学生に身近な立場からのきめ細かな対応

- ✓ チューター、担任やゼミの教員が個別に相談対応の実施
- ✓ 上級学生が1年生に対して学修や生活等のアドバイスやサポートを行う制度の導入
- ✓ コロナ禍により登校を控えたい学生には申請書を提出の上、オンラインによるビデオ実習を許可

●オンライン等の活用

- ✓ 学生用WEBサイト上に「コロナ禍でのこころのケア」のページを新設
- ✓ WEBサイト上に学生が交流できるオンライン交流プラットフォームを開設

●専門家との連携

- ✓ 臨床心理士、精神科医、看護師、教育アドバイザー等と連携した面談の実施（オンライン含む）

●その他

- ✓ 学生の経済・心理状況把握のための学生アンケートを実施

- （参考）「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」について、**78.1%**の大学等が、学生の退学や休学の防止の支援として、「大変効果的」又は「一定程度効果的」であったと回答。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた専門学校生への支援状況等に関する調査

- ◆ 調査対象：全国の国公立専門学校
- ◆ 調査期間：令和2年11月2日～（12月2日時点：回答率79.0%）
- ◆ 調査趣旨：各専門学校における経済的に困難な生徒に対する支援状況や退学者・休学者の状況等について調査

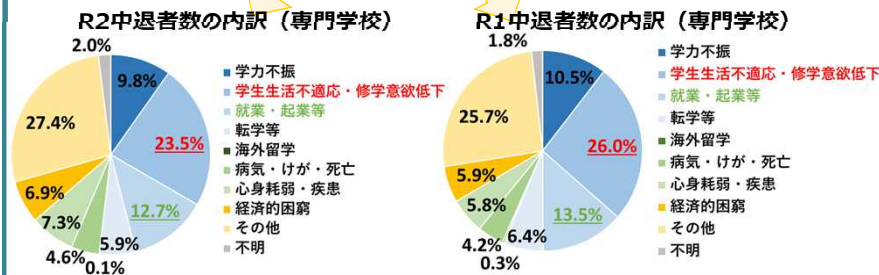
- 10月末時点で、全体の94.0%の専門学校において、後期分の授業料の納付猶予を実施（授業料の未納者がいない場合も含む）。
- 専門学校の生徒総数に占める後期授業料の納付猶予者数の割合は、5.92%（昨年度4.50%）であり、より多くの生徒に対して、猶予制度や、個別の対応を行っていることがうかがえる。

中途退学者の状況（4月～10月の状況を比較）

- 生徒数に占める4月～10月の中退者数の割合は、令和元年度に比べて令和2年度の方が少ない。
- 令和2年度について、中退の最も中心的な理由は、学生生活不適応・修学意欲低下（23.5%）、就業・起業等（12.7%）など。いずれも、令和元年度と比べ、概ね同様の傾向である。

専門学校	全体		学科1年生のみ	
	R2 (4月～10月)	R1 (4月～10月)	R2 (4月～10月)	R1 (4月～10月)
中退者数	11,072人 (1,148人)	14,705人	6,888人 (377人)	9,436人
生徒数に占める中退者数の割合	2.22% (0.23%)	2.99%	3.03% (0.31%)	4.19%

※()内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと判明している者の数/割合

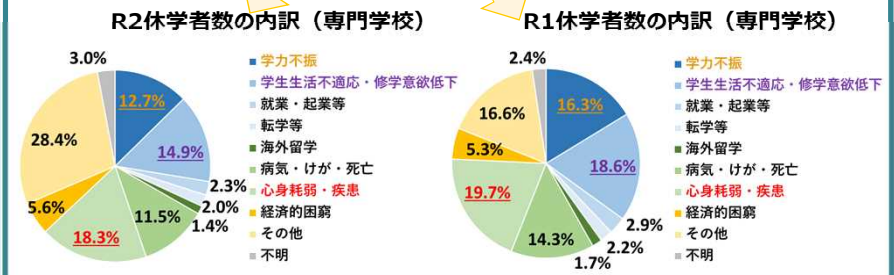


休学者の状況（4月～10月の状況を比較）

- 生徒数に占める4月～10月の休学者数の割合は、令和2年度と令和元年度で、大きな変化は無い。
- 令和2年度について、休学の最も中心的な理由は、心神耗弱・疾患（18.3%）、学生生活不適応・修学意欲低下（14.9%）など。いずれも、令和元年度と比べ、概ね同様の傾向である。

専門学校	全体		学科1年生のみ	
	R2 (4月～10月)	R1 (4月～10月)	R2 (4月～10月)	R1 (4月～10月)
休学者数	5,313人 (981人)	4,718人	2,335人 (420人)	1,939人
生徒数に占める休学者数の割合	1.06% (0.20%)	0.96%	1.03% (0.18%)	0.86%

※()内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと判明している者の数/割合



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた専門学校生への支援状況等に関する調査②

1. 各専門学校における経済的に困難な生徒を支援するための学校独自の支援措置

- 経済的に困難な生徒を支援するため、**全体の46.0%の専門学校において、授業料の納付猶予・分納・減免以外に、学校独自の支援措置**を行っている。
- 専門学校独自の支援措置の内容としては、**給付措置（14.6%）、貸与措置（13.0%）、物品支援（27.8%）**と様々。

（具体的な支援内容の例）

●給付措置

- ✓ 一律又は経済的に困難な生徒を対象に現金を給付
- ✓ 一人暮らしの生徒等を対象にした家賃や交通費の補助
- ✓ 日本学生支援機構や市町村の助成も活用した、クオカードや生協食堂の食事券、プリペイドカードなどの給付
- ✓ オンライン授業受講費として、通信費や印刷代の給付

●貸与措置

- ✓ 学校独自の奨学金の対象者や金額の拡充
- ✓ 無利子による貸付や、提携ローン等での利子を負担

●物品措置

- ✓ パソコンやWi-Fiルーター等の通信機器の無償貸与
- ✓ マスクやフェイスガード、除菌スプレーの配布
- ✓ 食品や学校内で使える食券の提供

●その他

- ✓ 学校内や提携施設等でのアルバイトの斡旋
- ✓ 学生寮の減額や、光熱費や食費などの一部無償化
- ✓ 実習費の減額や免除

2. 各専門学校における退学を防ぐための工夫について

- 各専門学校において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**学生生活不適應や、心身耗弱、経済定期困窮等による退学を防ぐために、様々な工夫**を行っている。

（具体的な支援内容の例）

●学校内の組織体制の整備

- ✓ 教員間での情報共有の強化
- ✓ 留学生を対象とした相談体制の強化
- ✓ 通学による授業を再開しつつ、個別にオンライン授業等で対応

●生徒に身近な立場からのきめ細かな対応

- ✓ 学生相談窓口による相談体制の整備
- ✓ 担任や複数教員による個別面談の随時実施
- ✓ 外国人スタッフによる他国語での相談対応の実施
- ✓ 留学生を対象としたアルバイトの斡旋

●オンライン等の活用

- ✓ メールやSNS、Web会議システム等による相談対応
- ✓ オンラインによる定期的な個別面談の実施
- ✓ 授業支援として確認テストや解説動画などの作成及び活用

●専門家との連携

- ✓ スクールカウンセラー等によるカウンセリングの実施
- ✓ カウンセリングの回数を増やす、ストレスチェックの実施

●その他

- ✓ 保護者等への個別相談会や三者面談の実施
- ✓ 学校状況や方針案内等について保護者向け文書の配布
- ✓ 他国を含む感染情報等の共有
- ✓ 感染症対策を徹底した学校行事や体育館の開放イベント
- ✓ 試験や検定の前に無料補講の実施

- （参考）「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」について、**62.4%**の専門学校が、生徒の退学や休学の防止の支援として、「大変効果的」又は「一定程度効果的」であったと回答。

新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置

—学生の“学びの支援”緊急パッケージ（令和2年12月～）—

別紙2

趣旨

- ①意欲ある若者が経済的理由により大学等の修学を断念することがないよう、後押しします。
- ②就職内定の取消や就職先が決まらず、やむを得ず、令和3年度も在学する学生を緊急的に支援します。
- ③貸与型奨学金の返還困難者への負担軽減策を継続します。

※赤字が今回追加・拡充して実施するもの。

在学時 ※令和2年12月～

返還時

学びをあきらめない！～多様なメニューで後押し～

アルバイト代減収への緊急支援

R2予備費 531億円（対象43万人）

◆「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

- ・家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、**10万円（うち非課税世帯の場合20万円）**を支給
- ※これまでに申請したが支給を受けていなかった者のうち、大学等で推薦すべきと判断した学生等を調査し、追加支給を実施。

◆緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集（支援期間：R3.1月～3月）

- ・アルバイト収入の大幅減少により修学の継続が困難になっている学生等への緊急特別支援として、新たに柔軟化した無利子奨学金事業を実施（令和2年6月及び7月）について、再募集を実施

安心の返還メニュー！～負担軽減策の拡充～

返還期限猶予制度の充実

（※減収・失業などで経済困難となり、返還困難な状況となった場合通算10年まで猶予）

◆猶予10年超の者に対する猶予特例（+1年）の延長

猶予制度（経済困難）を上限まで利用した方が、厳しい経済状況に置かれる状況を救済するため、**特例として更に上限を1年延長し、通算11年まで猶予（従来の申請期間を3カ月延長（～3/31））**

高等教育の修学支援

家計急変の場合は
随時申込可！

高等教育の修学支援新制度

R2予算 5,274億円（対象51万人）

真に支援が必要な低所得世帯（年収380万円未満（4人家族モデルケース））を対象として、授業料等減免と給付型奨学金により支援

引き続き呼びかけ
を実施！

緊急授業料等減免

R2 1号補正：7億円 2号補正：153億円（私立高校等分9億円を含む）

家計急変により、授業料等の支払いが困難となった学生等に対し各大学等が実施する授業料等減免を支援

政府全体で支援！～各省庁の支援メニュー～

- ◆緊急小口資金等の特例貸付【厚生労働省】
- ◆雇用調整助成金の特例措置【厚生労働省】
- ◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【厚生労働省】

（参考）地方創生臨時交付金【内閣府】

貸与型奨学金

家計急変の場合は随時申込可！

R2事業費 1兆441億円（対象135万人）、R2 3号補正（案）：90億円（無利子奨学金）

より幅広い世帯（無利子：年収～約800万円／有利子：年収～約1,100万円（4人世帯・私大・自宅通学の場合））を対象として支援

就職が決まらない学生等／学びの複線化を希望する学生等への特別支援

◆有利子奨学金の貸与期間延長

- ・就職の内定取消等で、やむを得ず、令和3年度も在学する学生等に対して、緊急支援として、貸与期間を最大1年延長（新規申込可）

◆休学中の者への有利子奨学金の継続貸与

- ・今次の機会を生かし、ボランティア活動に参加する等、学びの複線化を理由に休学する学生等に対し、特例として貸与を休止せず最大1年継続（新規申込可）

業績優秀者返還免除制度（大学院）の申請期間の柔軟化

◆免除内定期間の延長

- ・免除内定者が、研究活動が困難な状況に陥り、修業年限内で課程修了できない場合に内定取消の対象とせず、免除内定の期間を令和3年度まで延長

◆免除申請期間の延長

- ・研究活動が困難な状況に陥り、免除申請が困難な学生を支援するために、特例として、免除申請の期間を令和3年度まで延長

- ◆上記支援に係る各大学等の相談窓口の整備・一本化を併せて促進
- ◆学生等や保護者の方に奨学金制度を正しく理解し、安心して利用いただけるよう、「スカラシップアドバイザー」のオンライン版ガイダンスを配信

学生の“学びの支援”緊急パッケージ（令和2年12月～）の詳細 （12月18日時点）

◆修学支援関係

① 高等教育の修学支援新制度【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】

- 概要 要：住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用（令和2年度は、4～6月及び9～11月）に申込みことができます。対象となり得るかどうかは、進学資金シミュレーターで確認することができます。
- 申込時期：在学採用（令和2年度は4月～6月、9～11月）、家計急変の採用（随時）
- 申込先：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）
- 問合せ先：給付型奨学金について 各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）
授業料等減免について 各大学等の窓口
※授業料等減免については、給付型奨学金の支援区分と共通です。
※文部科学省ホームページ
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html)

② 日本学生支援機構の貸与型奨学金【幅広い世帯の方】

- 概要 要：日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、在学採用に申込みことで支援が受けられます。第一種奨学金は月額2～6.4万円（自宅・自宅外、学校種ごとで貸与月額は異なります。）、第二種奨学金は月額2～12万円（貸与利率：[利率見直し方式]0.002%、[利率固定方式]0.070%（令和2年3月貸与終了者の場合））から貸与金額を選択できます。「①高等教育の修学支援新制度」よりも幅広い所得の世帯の方が対象となり、対象となり得るかどうかの見込みは、進学資金シミュレーターで確認することができます。なお、入学時に、希望により入学後第一回目の振込時にまとまった金額（10万円～50万円）の貸与（入学時特別増額）を申請することもできます。
- 申込時期：在学採用（4月～6月）、家計急変の採用（随時）
※第二種（有利子）奨学金については、秋募集も実施しています。
- 申込先：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）
- 問合せ先：各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）
※文部科学省ホームページ
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html)

②-1 緊急特別無利子貸与型奨学金【アルバイト収入減の方】

- 概要 要：今般、アルバイト収入の大幅減少により修学が困難になっている学生等が緊急的に新たに奨学金の貸与を希望する場合に、実質無利子で貸し付けを行う「緊急特別無利子貸与型奨学金」について、令和2年7月までの募集締め切りとしていたところ、再募集を実施し、令和3年1月から3月末までの期間支援します。
- 申込時期：令和2年12月11日付 学支企第606号の日本学生支援機構の通知をご確認下さい。
- 申込先：各大学等の窓口（各大学を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）
- 問合せ先：各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）
※文部科学省ホームページ
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html)

②-2 有利子奨学金の貸与期間延長【就職が決まっていない方】

- 概要 要：新型コロナウイルス感染症の影響等による内定取消等で、やむを得ず、令和3年度も大学等に在籍する学生等に対して、緊急支援として、修業年限を超えて第二種（有利子）奨学金の貸与期間を最大1年間延長します。また、新規申込みも可能となっています。
- 申込時期：令和2年12月11日付 学支企第606号の日本学生支援機構の通知を確認
- 申込先：各大学等の窓口（各大学を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）
- 問合せ先：各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）
※文部科学省ホームページ
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html)

②-3 休学中の者への有利子奨学金の継続貸与【休学中にボランティア活動等に参加する方】

- 概要 要：今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学等を休学してボランティア活動に参加する等、学びの複線化を理由に休学する学生等に対して、通常休学期間は奨学金の貸与は認められないところ、特例として第二種（有利子）奨学金について貸与を休止せず、最大1年間貸与を継続します。また、新規申込みも可能となっています。
- 申込時期：令和2年12月11日付 学支企第606号の日本学生支援機構の通知を確認
- 申込先：各大学等の窓口（各大学を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）
- 問合せ先：各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）
※文部科学省ホームページ
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html)

②-4 大学院生に対する業績優秀者返還免除制度の申請期間の柔軟化【大学院生で対象の方】

- 概要 要：業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を挙げることができなかった場合、特例として、令和3年度の申請を可能とします。また、返還免除内定者のうち、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由により修業年限内で課程を修了できなくなった者については、修業年限内で課程を修了したものと

みなします（内定取消の対象外とします）。

- 申込時期：令和2年12月16日付 学支返免第515号の日本学生支援機構の通知を確認
- 申込先：各大学の窓口（各大学を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）
- 問合せ先：各大学の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）

③各大学等の授業料納付猶予・延納や各大学独自の授業料等減免等【制度等により異なる】

- 概要：経済的に困難な方については、多くの大学等で、授業料の納付猶予や延納等を行っています。また、各大学等が独自に授業料等減免や奨学金の制度を持っている場合もあります。
- 問合せ先：各大学等の窓口

④「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』【家庭から自立し、アルバイト収入減の方】

- 概要：家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、10万円（住民税非課税世帯の場合は20万円）を日本学生支援機構から給付します。家庭から自立してアルバイト等により学費等を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を設定していますが、最終的には、大学等が学生等の自己申告状況等に基づき総合的に判断を行うこととしています。
- 申込時期：※これまでに申請をしたが支給を受けていなかった者のうち、大学において推薦すべきと判断した学生等を11月に調査し、これを踏まえて追加支給を実施します。
- 申込先：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に推薦を行います）
- 問合せ先：各大学等の窓口

⑤自治体独自の奨学金や民間奨学金等【制度等により異なる】

- 概要：自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。また、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もあります。（こうした支援については、日本学生支援機構のWebページでも一部紹介しています。）
- 問合せ先：各大学等の窓口や自治体の窓口
日本学生支援機構ホームページ「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」
(https://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html)

◆上記のほか、経済的に困難な場合に活用できる制度等

●日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】

- 概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内（一定の要件に該当する場合は、450万円まで）の貸付を行うものです。利息は年1.68%(固定金利)です。
- 申込時期：随時
- 問合せ先：日本政策金融公庫 (<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)

●雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（新型コロナに伴う特例措置）【事業主】

○概要 要：新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用維持を図るため、労使間の協定に基づき休業を実施した場合に、休業手当の一部を助成するもので、学生アルバイトを含む非正規雇用の従業員の休業も助成金の支給対象となります。

なお、本年 12 月末までとしていた特例措置を来年 2 月末まで延長することとしています。

○申込時期：事業主が設定した原則 1 か月の休業実施期間末日の翌日から 2 か月以内（※事業主が申請）

○問合せ先：・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

・雇用調整助成金コールセンター

（0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

・厚生労働省公式 LINE アカウント

※詳細は厚生労働省ホームページ（以下 URL）をご参照ください。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html#inquiry）

●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【学生アルバイトを含む、休業手当を受けられなかった中小企業の労働者】

○概要 要：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に対し、休業前賃金の 8 割（日額上限 11,000 円）を、休業実績に応じて支給を行うもので、学生アルバイトも支援対象となります。

○申込時期：労働者が事業主の協力を得て、申請

申請の締め切りは、原則下記の通りです。

休業した期間	締切日（郵送の場合は必着）
令和 2 年 4 月～9 月	令和 2 年 12 月 31 日（木）
令和 2 年 10 月～12 月	令和 3 年 3 月 31 日（水）
令和 3 年 1 月～2 月	令和 3 年 5 月 31 日（月）

※日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の方で、事業主から休業の事実について協力を得られない方等については、例外もございます。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

○問合せ先：・厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>）

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

（0120-221-276 受付時間：月～金 8:30～20:00/ 土日祝 8:30～17:15）

●生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付）【幅広い世帯の方】

○概要 要：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための生活資金を必要とする世帯に 20 万円以内の貸付を行うものです。

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

○申込時期：随時（※本年 12 月までとしていた期限を令和 3 年 3 月末まで延長）

○問合せ先：・お住まいの市区町村の社会福祉協議会

・個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

(0120-46-1999 受付時間：9:00～21:00 (土日・祝日含む))

※厚生労働省ホームページ (<https://corona-support.mhlw.go.jp/>)

※紹介動画：<https://www.youtube.com/watch?v=i339Vovm-S4>

※緊急小口資金のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、月 15 万円以内 (単身世帯の場合) を貸付上限額とした無利子の貸付を行う総合支援資金があります。

●生活福祉資金貸付金 (教育支援資金) 【低所得世帯】

○概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額 6.5 万円以内 (大学の場合) を無利子で貸付を行うものです。また、入学に際し必要な経費について、50 万円以内の貸付を行うものです。

○申込時期：随時

○問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

※生活福祉資金貸付制度：厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)

●母子父子寡婦福祉貸付金 (就学支度資金・修学資金) 【母子・父子・寡婦家庭の方】

○概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金として、無利子・59 万円以内 (私立大学の場合)、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月 14.6 万円以内 (大学で自宅外通学の場合) で貸付を受けられる制度です。

※母子父子寡婦福祉貸付金による貸付を受けた方であって、高等教育の修学支援新制度による支援を受けた方は、母子父子寡婦福祉貸付金の一部又は全部を返還いただく必要があります。

○申込時期：随時

○問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

※ひとり親世帯関係施策：厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html)

●住居確保給付金 【独立生計・収入減の方】

○概要：離職・廃業後 2 年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方 (※) に家賃相当額 (住宅扶助特別基準額が上限) を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。

※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している (専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等) ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合がありますので、詳しくは相談窓口となる自立相談支援機関等にご相談ください。

○申込時期：随時

○問合せ：・お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関

・住居確保給付金相談コールセンター

(0120-23-5572 受付時間：9:00～21:00 (土日・祝日含む))

※厚生労働省ホームページ

(<https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>)

※紹介動画：https://www.youtube.com/watch?v=f5jjqxtVbY&feature=emb_logo